

# 【旭川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例】

※「旭川市空き家等の適正管理に関する条例」が改正されました。

適切な管理が行われていない空き家や空地は、老朽化による倒壊や建築材の飛散、屋根からの落雪の危険、不審者の侵入や放火のおそれ、草木の繁茂等による生活環境への悪影響など、周辺住民に多大な不安や迷惑を与える問題を引き起こしています。

このようなことから、旭川市では、市民の良好な生活環境の保全や安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的として、平成26年10月に「旭川市空き家等の適正管理に関する条例」を施行しました。

また、平成27年2月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されたことを受け、同条例を「旭川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例」として改正しました。

## 空家等・空地とは

「空家等」とは、法第2条第1項に「建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。」と規定されており、誰にも使用されていない住宅などのほか、それに附属する塀などの工作物及びその敷地をいいます。

また、この条例では、現に使用されていない「空地」も対象としています。

## 特定空家等・管理不全空地とは

「特定空家等」とは法第2条第2項で次のように規定されています。

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

また、「管理不全空地」は条例で次のような状態にあるものをいいます。

草木が繁茂し、又はねずみ、害虫等が繁殖することにより、周辺の生活環境に害を及ぼすおそれがある状態にあると認められる空地をいう。



適切な管理がされないまま放置すると、周辺住民に大きな不安や迷惑を与えることになります。

## 所有者等の責務とは

この条例では、空家等又は空地の所有者等の責務として、「所有者等は、その所有し、又は管理する空家等又は空地が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないように、適切に管理しなければならない」と規定しています。

個人財産である空き家や空地は、所有者等が適切に管理する責任があります。

もし、建物の倒壊や、建築部材の飛散、氷雪の落下などにより近隣の家屋や通行人などに被害を与えてしまった場合、その建物の所有者等は被害者から損害賠償などの管理責任を問われることもあります。

## 空家等及び空地の適切な管理は所有者等の責任です！！



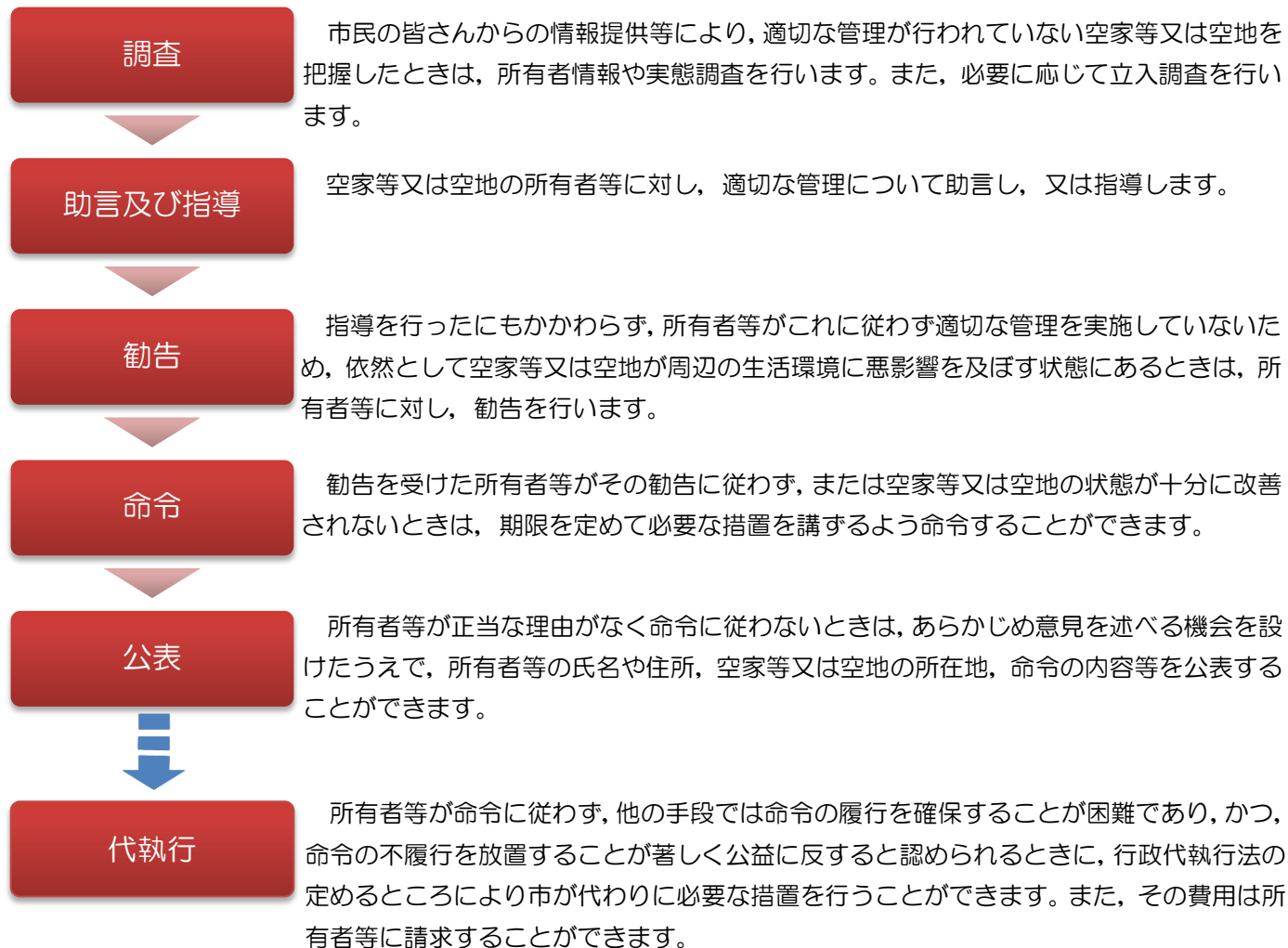
所有者等の皆さんは、建物の点検、敷地内の雑草の除草や樹木の剪定、冬期間の屋根の雪下ろしを定期的に行うなど適切な管理を心がけてください。

また、長期にわたり不在にする場合は、町内会の方に連絡先を伝えるなど、万が一の場合に備えましょう。

## 法又は条例に基づく市の対応

市は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼすおそれのある空家等又は空地の所有者等に対し、法又は条例に基づき適切な管理に必要な助言、指導及び勧告を行い、なお改善が進まないときは、命令や氏名等の公表、さらに公益上必要と認められる場合には市が代わりに必要な措置を行うことがあります。

### ■市の対応フロー



## 緊急時の対応について

### 緊急安全措置

空家等の倒壊等により、人の生命などに重大な損害を及ぼす等の危険な状態が切迫している場合には、上記の対応手順にかかわらず、その危険な状態を回避するため、市が必要最小限度の措置を講ずることができます。また、その費用は所有者等に請求することができます。

条例は、次のホームページで閲覧できます。

<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/401/ju01/ju002/p003975.html>

★空家等でお困りの場合は、次の窓口までご相談ください。

#### 【相談窓口・問い合わせ先】

建築指導課 建築管理係 0166-25-8561

mail:kenchikusidou@city.asahikawa.hokkaido.jp



旭川市シンボルキャラクター

あさっぴー